

会 長	事務局長	係

第 8 3 9 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 3 年 7 月 2 日 (火曜日) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (1 6 名)

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	7 番 澤田 誠規
8 番 西山 成彦	9 番 小島 久司	1 0 番 寺田 巧
1 1 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 井垣 水里	5 番 佐藤 千春	6 番 山本 大

4. 欠席者 (2 名)

6 番 西山 讓	7 番 浦田 久永
----------	-----------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局主査 中田 真由
産業振興課農業振興係長	舩谷 心悟	

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	買受適格証明願について
議案第 3 号	農業振興地域整備計画の変更について

- 議長 これより、第839回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。7番澤田 誠規委員、8番西山 成彦委員にお願いします。
なお、6番西山 讓委員、7番浦田 久永委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 なお、受付番号8番について農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限のため、松本推進委員の退席を求めます。

(松本農地利用最適化推進委員 退室)
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」についてご説明いたします。
受付番号8番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字押ノ川。さくらが丘団地のすぐ西側の農地のうちの4筆になります。
申請者は平成30年4月にも農地1筆の贈与を行っており、今回はその続きとのことです。
親から子への贈与で、取得後は田で水稻を作る予定とのことです。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、受付番号8番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いします。
- 稲田委員 **【議案書をもとに8番朗読】**
この物件につきまして、6月27日に本人とも確認をしております。事務局からもありました通り、親から子への所有権移転ということですので、問題ないと思いますけども、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 どうでしょうか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」の1件は、許可することに決しました。

○議 長 松本委員の入室を許可します。

(松本農地利用最適化推進委員 入室)

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査」について、あと2件ございますので、説明いたします。

受付番号7番。場所は2ページに位置図をつけております。

大字和田。旧松田川小学校近く、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

親族への贈与で、取得後は田で水稻を作る予定とのことです。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号9番。場所は4ページに位置図をつけております。

大字宿毛。フジ宿毛店近く、松田動物病院の西側の1筆になります。

売買で、取得後は果樹(レモン、みかん等)を作るとのことです。

譲渡人につきまして、本人が若年性認知症のため、後見人である娘さん

が代理人となっております。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

○議 長 続きまして、受付番号7番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いします。

○稲田委員 **【議案書をもとに7番朗読】**
この分について、6月28日に譲渡人に確認を取っております。特段問題は無いと思いますが、ご審議よろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号9番について、鷺洲地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 **【議案書をもとに9番朗読】**
譲渡人の娘さんと譲受人に連絡を取りまして、譲受人は不動産屋さんなので、ちょうど真裏の場所ということで、今回の話に至ったそうです。双方よろしく願いしますということです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

○川島委員 ちょっとかまんかね。今のあれよ、二ノ宮、7番のことやけど、譲渡人のところの田んぼは和田にあるがやけど、その、あれ、今度譲受人とは

親子関係になっちゃん、義理のね。ほじゃけどこの耕作状況がまあ3反6畝よね、それでどっかで作りようがやろかね。

○事務局長 譲受人の農地の所有状況ですが、小筑紫町伊与野地区内に畑が少しありまして、そちらで季節野菜を作っているということです。

○川島委員 3反6畝というのがは別やね。

○事務局長 今回の部分で3反を超えるということになります。今川島委員のご指摘にありましたように、小筑紫町伊与野地区内に所有している農地につきましては、全体の割合からするとほとんど、そういうことになります。

○川島委員 耕作状況ということは、足してこれだけになるということ？

○事務局長 はい、それです。足して3反超えるという。

○川島委員 耕作状況いうて、今現在3反なんぼ作りようわけじゃないがやね。

○事務局長 そうですね、今回所有することで足し合わせたら、そういうことになります。よろしく願いいたします。

○議 長 他にありませんか。なければ採決よろしいでしょうか。

○議 長 それでは採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の2件は、適当と認め証明することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「買受適格証明願について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員

議案第2号「買受適格証明願について」ご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。受付番号1番。幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構では、7月に公売（入札）を行う予定です。今回の公売物件に農地が含まれており、入札するには農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要となります。入札期間は7月5日（月）から7月30日（金）、今回1件の「買受適格証明願」の提出がありましたので、ご審議をお願いするものです。

なお、「買受適格証明願」については、その農地を取得して、そこで耕作をしたいというのがほとんどです。まれに取得して転用したいということもあるようですが、宿毛市では該当がありません。今回も耕作目的の取得です。この場合は、願出人から3条申請があった時と同様の審議となりますので、いつものように、きちんと耕作するのか、下限面積を満たしているのかなどを確認していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、農業委員会では、買受適格証明の議決を行う際には、その後の公売に係る事務処理の迅速化を図るため、その「買受適格証明書」の交付を受けた者が落札でき、その後、許可申請が提出された場合には、会長が、この「買受適格証明書」の交付時と事情が異なっていると判断した場合を除いて、許可をして差し支えないという議決をしておくものとなっておりますので、最後にその議決もしていただければと考えます。

それでは、個別の説明に入ります。場所につきましては6ページの位置図をご覧ください。大字和田、宿毛大橋、新宿毛大橋の南側、松田川沿いに広がる農地のうちの2筆になります。

公売に参加するために「買受適格証明書」が必要ということで、今回の願出となっております。申請者のお孫さんが「買受適格証明書」を事務局へ提出し、その際にきちんと耕作しない場合は、証明書の発行は困難であることや下限面積要件等について、重ねて説明しました。

農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、「買受適格証明書」は発行できると考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

続きまして、受付番号1番について、和田地区担当の稲田委員お願いいたします。

○稲田委員

【議案書をもとに1番朗読】

6月27日、松本推進委員と現地の確認をしております。その後、願出人ご本人と面会して、事情を聴いております。ちょうどあの事務局からもお話がありましたように、公売に、入札に参加するということで、買受適格証明書がいるということです。以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

- 議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 寺田委員 すみません、この証明をした場合にも、3条許可はせんということですか。
- 事務局長 事務局から説明はさきほど行いましたが、今回入札のために買受適格証明、それをもって入札して、落札しましたら改めて願出人の方から3条申請が提出されます。先ほど事務局が説明しましたが、通常の3条申請として、今日も何件か処理してますけど、それで公売のため。
- 寺田委員 今さっきの言いよった説明の中では、これをもって3条。
- 事務局長 基本的な買受適格証明書を申請する時と、公売で入札した後、落札した後の状況に変更がなければ、基本的には許可になるんですけど、のための説明、行政上の手続としてはどうしても3条申請は必要になるんですが、あくまでも状況が変わらなかつたらそのまま処理を迅速化のため、許可をします。
- 寺田委員 ということは、ここで審査をせんということやね。
- 事務局長 書類上、簡易的な審査は行いますが、今回の場合は入札する前にあらかじめ。
- 寺田委員 もう出しますということやね。ここでは簡易な審査ということで。
- 事務局長 そうということです。
- 議長 他にありませんか。

○澤田委員 この願出人のお孫さんがおるというけど、お孫さんの名義で申請せんといかんがじゃないですか。かまわないんですか。

○事務局長 お問い合わせ有りましたのは、お孫さんからでした。本来でしたら澤田委員さんがおっしゃるように、願出人が直接お越しただけいたらよかったですでしょうけど、諸般の都合により窓口の方にはお越しただけすることができないということで、事務局としましては、委任状をいただいております、委任状の説明が欠けておりましたが、買受適格証明書の申請にあたっては、前提として委任状の添付をいただいていることを申し添えます。

○稲田委員 願出人に松本委員と二人でお話を聞く中で、後継者、お孫さんが帰ってきて農業をやるということで、大変結構なことやなということで、いい後継者が育ってくればいいなと思っておりますけども、話の中で、これは農業委員会のお話の中で言ったらいいのかどうか分からないですけれども、後継者を作るためには土地がいる、その土地の借りる段階で、今育成園さんがかなりの規模を地域の中で借りられて、耕作しております。このことについて非常に後継者作る時に、まあ、ちょっとじゅん悪い部分もあるねと、だいぶお年の方ですので、もちろん田んぼに出てどうのこうのいうところじゃないがやけど、そこらへんが後継者を作るためには今の、現状、和田を取り巻く現状というところで、育成園さんという部分が出ておりましたので、委員さんの間で共通認識を考えてもらいたいと思います。ということでございました。付け添えておきます。

○川島委員 かまんかね、一つ。今の話じゃないけど、二ノ宮も育成園がいっぱい借りてくれちよるがよ。でも願出人のいうことも、分からんわけではないけどね、あんな作り方したらいやじゃいうていわれて、育成園に皆頼みようがやけん。きれいにちゃんとした作り方したら、誰でもそんな人に貸したいけんね、貸してくれるけど、僕もまあ願出人とは付き合いもあるけど、はっきり言うけど得手勝手なことばかり言うて、授産がええとこ取ってしまうっていうけど、ええとこ持つちよう人は育成園に頼みようがやけん。ほんで人がてがわんようなところしか、言うてこんがやけん。そりゃもう言われたて、後継者がどうや言われたてしょうがない。二ノ宮でもそうやけん。育成園に、それと気持ちよく作ってくれる人なんかには、人間がええけん、そういう人には言うてくるわけよ、言いやすいけん。あれよこれよりぐられて皆貸しとないけん。そりゃちゃんとしたら貸してくれるけど、僕もかなりりぐられたもん、願出人に。ええとこばかり作って、

ていわれたけど、ここの田んぼ6反ば預かっちょうけど、自分で貸してくれ言うたところの一つもない。みんなが作ってくれいうて、じゃあ作ろうかいうて作りようだけで。こっち断りようもん、100%みんながやらなかったら作らんぞ言うて。願出人がいうことは通らん。皆あの人に作ってもらいたいという人はおらん。作りよる田んぼ見たら分かる。稲刈りが出来んくらいやけんね。和田の田んぼで。煮えこんでしもんで、60馬力のコンバインが煮えこんでしまうくらい水をため込んで、稲刈るようになって。夏の皆が水切るときなんかも、切らんもんやけん、稲刈り出来んなって。煮えようがやもん。そりゃ、後継者不足やなんじゃ言うても、この人の通らんと思う。以上です。

○議 長 ありがとうございます。

○川島委員 このあれについては、僕は問題ないと思う。あとは向こうが処理するので。願出人が作ってええか悪いかいうことでしょうか？それは別に問題ないと思いますよ。あとの書類関係は向こうがすることやけんね。以上です。

○議 長 ありがとうございます。他にありませんか。

(ありません)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「買受適格証明願について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」の1件は、適当と認め証明することに決しました。

○議 長 先ほど事務局から報告がありましたが、農業委員会では、買受適格証明書に不備がなければ、簡単に処理をするというのについても異議ないでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、今回の「買受適格証明書」の発行後の取り扱いは、このように決定しました。

(産業振興課 舩谷係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。担当課の産業振興課、舩谷係長に説明をお願いします。

○産業振興課 舩谷係長

産業振興課の舩谷です。よろしくお願いいたします。

それでは議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」の説明をさせていただきます。ページ、7ページをご覧ください。除外地は、宿毛市宿毛字鷺洲。隣接する2筆の土地になっております。

こちらについて、農地につきましては、宿毛駅より500m以内に入っております。具体的には480mとなっておりますので、第1種農地となります。ですので、市街化が見込まれる農地と判断できることから、除外については支障がないと考えられます。以上です。

○議 長 続きまして、除外の整理番号1番について、鷺洲地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに整理番号1番朗読】

先日双方に連絡を取りまして、申出者の●●さんは耳が遠いということで、娘さんの方にお話をお伺いしました。これは電力の工事は既に報告済みなんですが、こちらの変更理由が売買をするためと出てますが、30年の賃貸契約という形になっているそうです。その他は特にありませんでした。以上です。

○議 長 担当課と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」担当課の舛谷係長より説明と、委員から1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(産業振興課 舛谷係長 退室)

(報告事項)

○議長 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 **(①高知県に送付した結果の報告について)**

第837回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号1号)について、県に意見を付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※宿毛市平田町戸内(資材置き場・令和3年6月21日付け)

(②高知県農業会議通常総会・申し合わせ決議事項の報告について)

資料2をご覧ください。このことにつきましては、去る6月16日に高知市で開催された、令和3年度高知県農業会議 通常総会の席上、事務局より提案、決議されたものです。この会議には岩本会長が出席しております。資料につきましては、通常総会で配布されたものをそのまま使用しており、ページ数が飛んでおりますがあらかじめご了承ください。36ページからが内容になります。

申し合わせは、順番に、はじめの農業委員会の委員等の綱紀肅正に関する申し合わせ。次に人・農地プランと連携した農地利用の最適化業務の推進については、そして、令和3年度農業者年金加入推進活動計画について。最後に、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせとなります。

内容をまとめますと、はじめの農業委員会の委員等の綱紀肅正に関する申し合わせについては、今さら申し上げるまでもなく、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

この内容については、令和元年10月に他県において農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを受けて、第820回定例会（平成元年12月20日開催）の席上、既に同様の内容で宿毛市農業委員会として決議済ですので申し添えます。

次に、人・農地プラン連携した農地利用の最適化業務の推進については、人・農地プランとは、集落・地域の話し合いを通じて、「人と農地の問題」を一体的に解決し、持続可能な力強い農業を実現するため、集落・地域の話し合いを元に、市町村（宿毛市では産業振興課）が原案を作成し、決定するものです。令和元年の法律改正で、農業委員会の積極的な関与など人・農地プランの実質化に向けご協力のほどよろしくお願いいたします。

宿毛市での取り組みとしましては、これまで実施してきました営農意向調査アンケートの結果を踏まえ、農業者、農業委員会委員、事務局、産業振興課、農協ほか各関係機関が連携して今年度（令和3年度）内に、現在策定されている12エリアのプランの更新を行う予定です。

具体的には、人・農地プランの更新にあたり各委員の皆さまの役割としましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、今後、実施予定の集落座談会において、行政と地域の橋渡し役として意見集約や助言などがあります。

なお、集落座談会の計画につきましては、来月以降の定例会でお知らせする予定です。地域の農業を次世代へつないでいくため、人・農地プランの実質化に向けご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして令和3年度農業者年金加入推進活動計画については、資料にあります、加入目標の達成に向けて全ての委員が一丸となり、若手農業者への声掛けなど取り組みを進めることとします。具体的には、現在、加入推進部長であります山口委員を先頭に、具体的には39歳までの若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、人・農地プランの中心的経営体等、加入対象者を明確にした加入推進名簿の整備・更新を行い、対象者に合わせた戸別訪問等を実施することとします。

最後に、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせについてです。農業委員会が必須業務として推進する「農地利用の最適化」は、地域の農業者や住民に対する情報提供活動による農地制度や農業施策等積極的かつ効果的な発信が不可欠であります。

この中で、全国農業新聞や、全国農業図書の活用がありますが、宿毛市では18名の委員全員に「全国農業新聞」を購読いただいております、ありがとうございます。

また、あわせて、農業委員会活動の見える化についての取り組みとして、高知県農業会議では、農業委員会活動の「見える化」を推進するため、このたびホームページをリニューアルし、農業委員会活動を幅広く知ってもらうための「農業委員会活動」ページやコンテンツを設置しました。

なお、先月、岩本会長の水田で行われました新嘗祭の様子も掲載されております。また、お時間がありましたら、一度ホームページをチェックしていただければと思います。

農業委員会の活動は、地域に根差した地道な活動を行っており、地域になくてはならない存在にも関わらず、外部にはその活動が見えづらく、「何をしているかわからない」「誰が委員なのか知らない」といった声がある一方、農業委員会としても情報発信等が十分にできていないという現状があります。

宿毛市農業委員会におきましても、市広報やインターネットの活用を通じて、地域の農業者や住民に対する農業委員会活動に関する情報発信を行うこととします。

あわせて、本日配布いたしました農地パトロール用のキャップにつきましては、全員で着用することでより注目が集まり、耕作放棄地の解消や無断転用防止などの注意喚起につなげていきたいと思っております。今日皆様それぞれ一個ずつお渡しいたします。お荷物になりますが、お持ち帰りいただき、来月の農地パトロールの際には着用していただけたらと思っております。

以上が、先月16日に高知市で開催された、高知県農業会議通常総会の申し合わせ決議になります。委員の皆さまには、今一度ご一読のうえ今後も引き続き、農業委員会活動へのご理解、ご協力をお願いしまして説明とさせていただきます。

○事務局員

(③公務災害補償保険料集金について)

まず、資料1「農業委員等の公務災害補償制度について」というチラシをご覧くださいと思います。

この公務災害補償制度については、当市の農業委員会でも、ずっと加入してきているものです。

内容については、チラシに詳しく書いておりますが、簡単にいうと、農

業委員さんが公務中に事故等があつて入院等をした場合に保険金が支払われるというもので、例年 A 型の 1,000 円のものに加入しております。

保険期間は毎年 10 月 1 日からの 1 年間になっておりますので、毎年この時期に加入するかどうかをお伺いして、翌月の総会で集金させていただくという段取りでやっております。

つきましては、例年と同じ A 型で加入するということによろしいかどうかお伺いいたします。いかがでしょうか。

(委員の了解が得られたら)

それでは、次も A 型で加入するということで対応させていただきます。

保険料の支払が 8 月となっておりますので、8 月 3 日の総会の時に 1,000 円をお願いいたします。来月の総会を欠席される方は、他の委員さんに預けるか、総会当日までに事務局に届けるか、していただきますようお願いいたします。

来月分の議案を送付する時に、念のためこのお知らせも入れさせていただきたいと思っております。先方へ支払期限がありますので、よろしくようお願いいたします。

○事務局員

(④農地パトロールの日程(案)について)

続きまして、農地パトロールの実施について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。実施要領や班分け、当日の日程について順番にご説明いたします。

農地パトロールは来月の会議開催にあわせて 8 月 3 日(火)午前中に計画しております。委員の皆さまには、ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整よろしく申し上げます。

まず、「宿毛市農地パトロール(利用状況調査)実施要領」について説明いたします。こちらの内容は、平成 29 年 7 月に審議して策定した実施要領になります。内容に変更はありません。

次に農地パトロールの流れについて、実施要領から一部抜粋して説明いたします。農地パトロールの実施を通じて、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用防止対策に向けて取り組みを進めていくこととして毎年 8 月に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、産業振興課と合同で市内を 5 つに区分けし、現地調査を実施しております。

調査の進め方については、例年同様に、農地を確認し農地としての利用が再生可能と再生困難な土地の仕分けを行います。再生可能な場合は緑色、

再生困難な場合は赤色でそれぞれ台帳に記入をお願いします。

なお、前回のパトロールの際に荒廃していた農地には、あらかじめ図面に印を記入していますので、昨年と比べて今年の状況についてチェックをしていただきます。

農地パトロール終了後には、各班でパトロールの結果の取りまとめを行いその後、委員全体で報告会にて現状と課題を整理することとしております。

また、農地パトロールの実施については、事前に広報「すくも」7月号（7月1日発行）にてお知らせの記事を掲載しております。

次に班分けについて説明します。担当一覧（案）をご覧ください。昨年度からの変更はありません。今年度も引き続きこの内容で実施したいと思います。

続きまして日程については、8月3日（火）午前9時に市役所本庁舎3階委員会室に集合をお願いします。記録図面や筆記用具はその時にお渡しし、事前打ち合わせのあと順次出発する予定となっています。

大雨や台風等の悪天候が見込まれる場合や、事前に台風の接近が予想されるなど、数日前の段階で延期を決定した場合は、決定次第皆さまに電話連絡をさせていただきます。

ただ、当日の朝など直前になって延期を決定した場合は、当日の8時30分ごろから順次皆さまに電話連絡をさせていただきますので、当日の朝は携帯電話の電源を入れておいていただきますよう、お願いいたします。

次に昼食については、これまでと同様、パトロールが終了し市役所到着後に各自昼食休憩となります。

午後からは、1時に委員会室に集合し、各班でパトロールの結果を取りまとめのうえ1時30分から報告会を行い、報告会終了次第、通常の会議という流れで進めていきたいと思っております。日程等は来月の議案送付時に再度お知らせいたしますのでご確認ください。

以上で、農地パトロールの実施についての説明を終わります。

⑤次回会議の日程(8月3日(火))・活動記録簿提出について

次回総会の日程についてお知らせいたします。8月3日（火）午後、農地パトロールの報告会終了後、開催の予定です。提出議案の締め切りは7月9日（金）、議案送付は7月27日（火）の予定です。よろしくお願いたします。

次に活動記録簿の提出のお願いです。4月から7月までの4カ月の内容

確認を行いますので8月3日（火）の午後からの会議の時に提出をお願いします。

なお、皆さまから提出いただきました記録簿は、事務局で内容を確認・点検を行い後日郵送にて返却する予定です。

○議長 何もなければ終わりたいと思いますが、最後に耕作放棄地の取り組みについて、天候不順のため延び延びになっておりますが、来月議案の内容を見て、あまり案件がなければ、定例会が終わった後に天気を見ながらやりたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、何もなければ終わりたいと思いますが。

（野焼きについて）

○稲田委員 一点かまいませんか。委員会とは別なのですが、昨日宿毛の水利組合の会に入っちゃって、野焼きの関係が出たがよ。実は私は野焼き推進する方で、どんどん焼けというふうな意見ながやけど、害虫駆除とかね、色んなメリッ的な部分があるから、それに景観も焼いてきれいにした方がええだろうということで、私は推進する方なのですが、実際に焼くときは、私が焼く時は宿毛消防署に届け出して、そこで了解をいただいてから焼きようけど、水利（組合）が大々的に野焼きをするということになってくると、結局場所、名前と言いますかね、そういったところが調べるのに非常に時間がかかると。それが野焼きを決行したいねという話も出るがよ。そういったことは、農業委員会として OK なのかどうか。まあ、もちろん消防署への届けで、何月何日何時からするという届け出はするけど、場所の部分についてもまあ事前に、こことこことここと、かつちり調べた中でせないかんものなのか、ちょっと聞きたいもんで。

普通消防署に届出出すときは、やっぱりちゃんとした、ポンプ場の北側とかいうアバウトな部分で地図を見て、このあたりですねということで確認して野焼きの申請を受理してもらいようがやけど、現実に野焼きをする時にその辺り、農業委員会からなんか、そういった OK というものがあつたら、消防署に提出する時にいいかなと思うて、そんなことないやろうかと思うんやけど。

○山口委員 おそらく農業委員会としては全然 OK は出せれん。宇須々木って一番野焼きが盛んやと思うがやけど、野焼きの件についても説明が来たことがあつたがやけど、その時も市役所ともちゃんと話し合いをしたので、市としてはどんな理由があろうと野焼きは絶対 OK は出せれん、そういうふうな

答えが出たので、市がこういう答えを出した以上は、農業委員会としては法には触れれんと思う。

○稲田委員　　現実に野焼きをしようというのと、届出を消防署に出さないかんけん、代表者がいるわね。それで何月何日に、どのあたりをやる、何時からやるというような申請を出さないかんけん、それだけで済ましよる、皆さん。もちろん農業委員会は別で。

○川島委員　　かまんかね。どこへ行ってもやってよしということはないわけよ。けど、害虫駆除というような目的を作って、二ノ宮はいついつ、何日何時からやりますよと消防と警察署に連絡して、一応消防団員の中で一人二人、ポンプを構えてもろうちよって、小型のポンプが5000とか（水を）積んで、軽トラに、火が移らんように風下の方から焼いていくような状態にして、多分焼いてええいうところはないと思う。けど、ここでやりますよいうことを言うたら、いかんいうあれもない。警察もいかん言わん。消防署もいかんとは言わん。こりゃあ市とかそういうところに持って行ったら焼いてくださいとは絶対言わんと思う。農業委員でも焼けじゃ焼けじゃいうことは言えんと思う。二ノ宮は土地改良連合会の責任者、僕がやりようけん、やりますいうたら消防もちゃんと、何月何日からいうて許可取るけんね。そしたら焼いても何にも言わん。一回は竹やぶも焼いたけど。警察も言わらった。消防車も来たけん。そういうこと。

○西山（成）委員

川島委員が言うように、やっぱり公の立場としたら、公然と焼けとは絶対に許可は出さんと思うわね。山田の場合なんかも日にちを決めて、雨が降ったら順延せないかん、そういう予備日も含めて消防署で許可申請をもらって、なお延焼した時に怖いけん、4部の消防団員全部出動、ポンプ車も出動させて、最善の策を取って実施しよう。確かに稲田委員が言うように景観も良くなるろうし、害虫駆除にもなるけん、そりゃ結構やと思うで。やけどやっぱり公僕の立場としたら、今の環境がどうか騒がれよう時に焼けとは言わんと思うで。実際に個人で火をつけて焼きよって、警察が来てとがめられるけんね、お前消せやいうて。

○稲田委員　　宿毛の場合は市街地が近いもんで、結局煙とかね、外の部分と違う内容がいろいろな問題があるというのは確かながよ。皆さんもご存じの通り、農地パトロールやりよったら本当すごい荒れ方になっちゃう部分も現実にあるしね、やけん、焼こうかいうのは一人の意見ではあったがやけど、他の

地区も結局野焼きをやりよるいうところもあるけんね、現実にはどういふふうな方法でやりよるかいうのを聞きたかったもんで、ちょっと聞いたがやけどね。

○小島委員 改良区とか、地区が全員が一丸となってここを美化しよう、こういう方法が一番ええいう方法で野焼きが選択されたとしたら、それを場所とか面積とか時間とか消火方法とかいうものを決めて、消防に行ったらくれると思う、それなりの情報を。

○西山（成）委員 代表者は別段あれながやろうかね。個人ではくれんろかね。

○小島委員 個人では焼かれんけんくれん。そんでとってつけた題目をつけにゃあ役所は受け取ってくれませんよと。

○西山（成）委員 消防署なんかも、個人が焼くけんいうても、許可申請出さん思う。その改良区で芝焼の日程を組んで申請をするとか、山田の場合には…

○小島委員 山田はずっと焼きようがやけん。

○川島委員 許可申請しても許可いうもんは出ん。結局焼きますよ、何月何日いうたら。

○小島委員 何やろいう許可はくれる。まぎらわしいけんど。受け取ったいう。

○稲田委員 そういうたら、今言う消防署が出動したり、ある程度消火設備。

○議 長 消防団。消防署は職員やけん、ボランティアの団。できるがやったら回覧でこうしますと、風向きによつたら煙とか洗濯ものいうのを入れちよつたら、なるべくトラブルなくそれなりに上手に。それしか方法はないと思う。

○川島委員 とにかく個人じゃいかん。

○澤田委員 野焼きはやっぱりやったほうがええがで。

- 川島委員 分かっちょうけん、やりようがやか。
- 澤田委員 高知県のマダニというがは、死ぬるけんね怖いがじゃ。
- 事務局長 内容につきまして、事務局で整理したいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第839回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和3年7月2日

会長

岩本 誠三

農業委員

得回 謙三

農業委員

西山 成彦